

騒音規制法（昭和43年法律第98号、第4条第1項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	45 d B以上 50 d B以下	40 d B以上 45 d B以下	40 d B以上 45 d B以下
第二種区域	50 d B以上 60 d B以下	45 d B以上 50 d B以下	40 d B以上 50 d B以下
第三種区域	60 d B以上 65 d B以下	55 d B以上 65 d B以下	50 d B以上 55 d B以下
第四種区域	65 d B以上 70 d B以下	60 d B以上 70 d B以下	55 d B以上 65 d B以下

[備考] 1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。

- 2 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三ー一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 前項に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 第一種区域、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 三 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 四 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域